

3 まとめと所見

不適切な建設発生土の埋立て事案に対する地方公共団体の対応をみると、土地の形質変更を規制する法律だけでは、規制の範囲や規制面積が限定的であり、埋め立てられた土砂の撤去等ができないとして、土砂条例を制定して対応している現状にある。

土砂条例で対応した不適切な建設発生土の埋立て事案のうち、約8割を占める無許可の埋立てについてみると、埋め立てられた土砂の撤去がされず、その状態のまま長期化するものがみられた。

また、都道府県域を越えて搬入された事案もみられるなど、地方公共団体ごとの個別の対応だけでは、十分に対応できないケースも生じている。

このように、不適切な建設発生土の埋立てが行われると、埋め立てられた土砂を撤去することが困難となることから、むしろ、それらを未然に防ぐための対応が重要となる。

すなわち、場内の建設発生土の再利用は当然のこと、場外に搬出されるとしても、工事間利用をより拡大していくことが重要であり、その上で、利用ができない建設発生土について、適切に管理することが必要である。

工事間利用の拡大について、地方整備局は、建設予定地の空きスペースや工事現場近くに一時的に建設発生土を仮置きした上で工事間利用を積極的に進めているものの、都道府県、市町村では、工期・土質・土量が合わないとして工事間利用が進んでおらず、これらの調整が可能な一時的な保管場所の確保が課題であるとしている。しかしながら、地方整備局では、工事間利用のために利用可能な一時的な保管場所についての情報の整理・共有などの調整は行っていない。

また、工事間利用を積極的に行っている地方整備局においても、どの土質も有効利用されている反面、土質の悪いものは半数以上が処分されている状況にあるものの、近年、土質別の利用実態の把握を行っていない。

次に、建設発生土の適正管理については、地方整備局では、公共工事において、請負業者の契約の中で、搬出先の指定を行うことにより図っているものの、調査対象市町村の4割は搬出先を指定しない場合があるとしており、うち2市町村は搬出先の確認を行っていない。また、残りの市町村では、発注者として事後、搬出先の写真を求めるなどして搬出結果を確認はしているものの、おおむね搬出に要する費用（運搬費、処分費）の定額支払を採用するなど、搬出の運搬等のコストを業者への支払代金に適切に反映していない。さらに、搬出先の指定の有無を問わず、搬出の状況の確認は区々となっており、統一的な管理ができていない。

民間工事においても、発注者による搬出先の指定率が1割にも満たず、処分費などの費用が支払代金に適切に反映されていない可能性があるほか、発注者が建設発生土の搬出の確認をしていない可能性があるなど、建設発生土の適正な利用や処分について発注者の関与が低い。また、搬出先の確認は建設請負業者が行っているものの、公共工事と同様、その方法は区々となっている。

このように、建設発生土の適正管理を図る仕組みを契約に委ねているために、搬出先が指定されない場合はコストが正確に反映されないことや、そもそも、指定していても確認方法が区々となっており、統一的な建設発生土の適正管理を図る仕組みとなっておらず、また、建設発生土を発生させた発注者の責任も不明確となっている。

(所見)

したがって、国土交通省は、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生を未然に防ぐため、工事間利用などの有効利用を促進するとともに、再利用できずに処分される建設発生土について適切に管理する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 建設発生土の有効利用を進める観点から以下の措置を講ずること。
 - i) 場外に搬出される建設発生土の有効利用のための仕組みである工事間利用を進めるため、各地方整備局に設けられた建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体や民間企業も利用できるようにすること。
 - ii) どのような土質であっても有効利用している例があることから、建設発生土の土質別の利用実態を把握するとともに、有効利用事例を収集し、これらを地方公共団体に提示すること。
- ② 建設発生土の適切な管理の観点から以下の措置を講ずること。
 - i) 契約による搬出先の指定について、公共工事については公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえつつ、適切な費用の負担による適正な処理の観点から、地方公共団体に対し、その徹底を図るよう要請すること。

また、民間工事については建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の趣旨も踏まえつつ、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針）」（平成 28 年 7 月国土交通省）の協議事項に建設発生土の取扱いを記述し、発注者と建設請負業者の間で搬出先の指定・確認が行われ、建設発生土の適正な処理や発注者による適切な費用負担が徹底されるよう発注者等に対し要請すること。
 - ii) 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、建設請負業者から発注者への報告を義務付けるとともに、搬出状況、搬出完了後の状況を示す書類について整理を行い、同計画等の報告に合わせて発注者が確認できる仕組みを整備すること。

また、土砂条例担当部局等の指導・監督部局が建設発生土の搬出先等について事前に把握できるよう、同計画の内容について公にすること。